

平成 30 年 3 月 28 日

各 位

大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 福 本 勝 司

公正取引委員会からの課徴金納付命令について

当社は、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事及び成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事の受注に関する独占禁止法違反（以下「本件」といいます。）について、本日、公正取引委員会から、下記のとおり独占禁止法に基づく課徴金納付命令を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、この度の命令を厳粛に受け止め、全役員、全従業員が一丸となって、さらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

課徴金納付命令の概要

①東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の受注に関する独占禁止法違反

納付すべき課徴金の額	4,975 万円
納付期限	平成 30 年 10 月 29 日

②成田国際空港株式会社発注の特定舗装工事の受注に関する独占禁止法違反

納付すべき課徴金の額	1,744 万円
納付期限	平成 30 年 10 月 29 日

以 上